

東京都グリーン水素トライアル取引 令和 8 年度京浜島実施規程からの変更点

令和 8 年度第 2 回京浜島（カードル／シリンダーコース）	令和 8 年度京浜島（トレーラーコース）
（目的） 第 1 条 令和 8 年度第 2 回東京都グリーン水素トライアル取引（京浜島グリーン水素）実施規程（以下「本規程」という。）は、東京都及び協定事業者である株式会社東京商品取引所（以下「事業実施者」という。）が共同で実施するグリーン水素トライアル取引事業のうち東京都京浜島グリーン水素製造所において製造されるグリーン水素の入札方式による販売事業（以下「本事業」という。）において必要な事項を定めるものである。 2 （略） （定義） 第 2 条 本事業において取り扱う「グリーン水素（以下「水素」という。）」は、次の各号をすべて満たすものとする。 （1） 再生可能エネルギー由来の電力を使用し、水電解により製造された水素 （2） ISO 14687 Grade D に準拠した水素 2 （略） （入札参加資格） 第 3 条 本事業の入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。 （1） 東京都内に事業所を有する中小企業者等のうち別表 1 に該当する者 （2） 本規程の別紙 1 で指定する高圧ガス複合容器（圧縮水素カードル、以下「カードル」という。）又は高圧ガス容器（圧縮水素シリンダー、以下「シリンダー」という。）を自ら確保し、当該容器を輸送する手段を持つこと	（目的） 第 1 条 令和 8 年度東京都グリーン水素トライアル取引（京浜島グリーン水素）実施規程（以下「本規程」という。）は、東京都及び協定事業者である株式会社東京商品取引所（以下「事業実施者」という。）が共同で実施するグリーン水素トライアル取引事業のうち東京都京浜島グリーン水素製造所において製造されるグリーン水素の入札方式による販売事業（以下「本事業」という。）において必要な事項を定めるものである。 2 （略） （定義） 第 2 条 本事業において取り扱う「グリーン水素（以下「水素」という。）」は、次の各号をすべて満たすものとする。 （1） 再生可能エネルギー由来の電力を使用し、水電解により製造されたものの （2） ISO 14687:2025 Grade D（純度 99.97%以上）に準拠したもの 2 （略） （入札参加資格） 第 3 条 本事業の入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、トレーラーの確保及び輸送手段を自ら確保することが困難である場合、別紙 1 の条件に全て合意できることを条件に、第 2 号に掲げる要件を満たしたものとみなす。 （1） 東京都内に本店又は支店を有する中小企業者のうち別表 1 に該当する者 （2） 以下の要件を全て満たす高圧ガス複合容器（圧縮水素トレーラー、以下「トレーラー」という。）を自ら確保し、当該トレーラーを輸送する手段を持つこと g 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 4 4 条第 1 項に基づく容器検査に合格し、刻印又は標章が掲示（刻印等）されている Type 1（金属（低合金鋼））の容器であり、その付属品についても附属品検査に合格し、刻印された附属品が装置されていること h 最高充填圧力が 14.7MPa 又は 19.6MPa

東京都グリーン水素トライアル取引 令和 8 年度京浜島実施規程からの変更点

(3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (入札期間) 第 4 条 本事業の入札は、<u>2026 年 9 月 8 日午前 9 時から午後 5 時</u>に実施する。た	i <u>水素ポンベの総内容積は 12,000L (12 m³) 以上 14,700L (14.7 m³) 以下</u> j <u>100 NL/min 以上で水素の充填、吐出しが可能</u> k <u>容器ごとに容器元弁あり</u> l <u>集合主管にストップ弁あり</u> m <u>ブルドン管圧力計 (元弁含む) によりガス残量を確認可能</u> n <u>安全弁 (元弁含む) あり</u> o <u>前面のストップ弁、圧力計等の突出部を保護するための開閉式の枠及び扉あり</u> p <u>水素の充填口、吐出し口の取合い品名：W34 山左 12、型式：株式会社ハシダ技研工業 TA-0129 同等品であること (これらに該当しない場合は別途アダプター等を用意すること)</u> q <u>水素ポンベに日が当たらないように上面、側面、後面に金属板あり</u> r <u>耐圧気密試験実施済</u> s <u>残圧が 5MPa 以上あること</u> t <u>漏洩、容器弁等に充填の支障となるような損傷がないこと (受入時の車上検査にて漏洩、損傷が確認された容器は受入不可)</u> u <u>特殊車両通行許可制度に基づく通行確認又は通行許可の手続きを自ら実施すること。その際の地先名は「京浜島 3 丁目 5 番」、特殊車両通行確認制度 (新制度) の路線名は「大田区 524 号線大田区道 17-13 号線」、起点側交差点番号は「5339260402」、終点側交差点番号は「5339260401」となる。</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (入札期間) 第 4 条 本事業の入札は、<u>2026 年 6 月 8 日午前 9 時から午後 5 時</u>に実施する。た
---	--

東京都グリーン水素トライアル取引 令和8年度京浜島実施規程からの変更点

だし、第9条第2項に基づき新たな入札期間を設定する場合は、この限りではない。 (充填・受渡期間) 第5条 本事業の充填・受渡期間は <u>2026年10月1日から2026年11月30日</u> までとし、水素の充填・受渡は、この期間内において、第11条に定める充填・受渡の調整により決定する期日において実施する。 (充填・受渡地点) 第6条 (略) 2 (略) (入札参加の申込み) 第7条 入札への参加を希望する利用者は、<u>2026年8月25日午後2時から同年9月4日正午まで</u>の期間において、所定の登録申込書及び添付書類を事業実施者に対し提出して参加を申し込むものとする。 2 (略) (入札方法) 第8条 (略) 2 入札申込者は、事業実施者が指定するウェブフォームにて、次の情報を提示することにより入札する。 (1) 購入単価 <u>(カードルにあっては円/Nm³単価、シリンダーにあっては円/本単価)</u> (2) 希望購入数量 (3) 充填後の <u>カードル又はシリンダー</u> の受取希望日 (落札者の決定及び通知) 第9条 (略) (1) (略) (2) (略) 2～3 (略)	だし、第9条第2項に基づき新たな入札期間を設定する場合は、この限りではない。 (充填・受渡期間) 第5条 本事業の充填・受渡期間は <u>2026年7月1日から2027年2月28日まで</u> とし、水素の充填・受渡は、この期間内において、第11条に定める充填・受渡 <u>(第3条ただし書きに該当する場合は輸送を含む。以下同じ。)</u> の調整により決定する期日において実施する。 (充填・受渡地点) 第6条 (略) 2 (略) (入札参加の申込み) 第7条 入札への参加を希望する利用者は、<u>2026年5月25日午後2時から同年6月5日正午まで</u>の期間において、所定の登録申込書及び添付書類を事業実施者に対し提出して参加を申し込むものとする。 2 (略) (入札方法) 第8条 (略) 2 入札申込者は、事業実施者が指定するウェブフォームにて、次の情報を提示することにより入札する。 (1) 購入単価 <u>(円/Nm³単価)</u> (2) 希望購入数量 (3) 充填後の <u>トレーラー</u> の受取希望日 (落札者の決定及び通知) 第9条 (略) (1) (略) (2) (略) 2～3 (略)
--	---

東京都グリーン水素トライアル取引 令和8年度京浜島実施規程からの変更点

(売買契約) 第10条 事業実施者が前条第1項の規定に基づき落札者を決定し、落札者に対して同条第3項の通知をしたときは、<u>東京都が実施する</u>東京都内での水素の製造・供給に係る共同研究開発事業における共同研究開発事業者である株式会社やまなしハイドロジェンカンパニー（所在地：山梨県甲府市下向山町3216番地、法人番号：1090001017447）を売主、落札者を買主として、水素売買契約が同項の規定により通知された内容により成立したものとみなす。 (充填・受渡の調整及び落札者による輸送) 第11条 落札者は、水素の充填・受渡スケジュール及び充填・受渡数量等について、事業実施者及び売主との間で協議してこれを定めなければならない。 2 落札者は、事業実施者及び売主の指示に基づき、前項の協議により定めた搬入期日に自らの<u>カードル又はシリンダー</u>を受渡地点へ搬入し、受取期日に受取りを行う。 3 落札者は、<u>カードル又はシリンダー</u>の輸送・搬入・受取りに係る手段及び費用を自ら負担し、手配するものとする。 4 (略) 5 (略) 6 (略) (次順位落札者) 第12条 事業実施者は、前条第1項の協議の結果、水素の充填・受渡数量に余裕が生じた場合かつ第9条第3項に基づく入札結果の通知前であって、事業実施者が適当と認めたときは、次の順位の入札者（入札者があらかじめ辞退した場合にあっては、その次の順位の入札者）<u>の同意を得て当該落札者</u>を次順位落札者としてすることができる。 2 (略) 3 事業実施者が第1項の規定に基づき次順位落札者を決定し、次順位落札者に対して前項の通知をしたときは、株式会社やまなしハイドロジェンカンパ	(売買契約) 第10条 事業実施者が前条第1項の規定に基づき落札者を決定し、落札者に対して同条第3項の通知をしたときは、東京都内での水素の製造・供給に係る共同研究開発事業における共同研究開発事業者である株式会社やまなしハイドロジェンカンパニー（所在地：山梨県甲府市下向山町3216番地、法人番号：1090001017447）を売主、落札者を買主として、水素売買契約が同項の規定により通知された内容により成立したものとみなす。 (充填・受渡の調整及び落札者による輸送) 第11条 落札者は、水素の充填・受渡スケジュール及び充填・受渡数量等について、事業実施者及び売主との間で協議してこれを定めなければならない。 2 落札者は、事業実施者及び売主の指示に基づき、前項の協議により定めた搬入期日に自らの<u>トレーラー（第3条ただし書きに該当する場合は、売主が指定する輸送事業者が手配したトレーラー。以下同じ。）</u>を受渡地点へ搬入し、受取期日に受取りを行う。 3 落札者は、<u>トレーラー</u>の輸送・搬入・受取りに係る手段及び費用を自ら負担し、手配するものとする。<u>なお、第3条ただし書に該当する場合、落札者は、別紙1の条件に定める費用を自ら負担することとする。</u> 4 (略) 5 (略) 6 (略) (次順位落札者) 第12条 事業実施者は、前条第1項の協議の結果、水素の充填・受渡数量に余裕が生じた場合かつ第9条第3項に基づく入札結果の通知前であって、事業実施者が適当と認めたときは、次の順位の入札者（入札者があらかじめ辞退した場合にあっては、その次の順位の入札者）を次順位落札者としてすることができる。 2 (略) 3 事業実施者が第1項の規定に基づき次順位落札者を決定し、次順位落札者に対して前項の通知をしたときは、株式会社やまなしハイドロジェンカンパ
--	---

東京都グリーン水素トライアル取引 令和8年度京浜島実施規程からの変更点

ニーを売主、次順位落札者を買主として、<u>グリーン水素</u>売買契約が前項の規定により通知された内容により成立したものとみなす。 4 (略) (落札者の義務) 第13条 落札者は、別紙2に記載する<u>各入札実施区分における</u>条件及び事業実施者との協議により定められた条件に従い、<u>カードル又はシリンダー</u>の輸送・搬入及び水素の受取りを行わなければならない。なお、落札者が複数いる場合において、事業実施者は、協議の状況及び水素の充填・受渡の円滑な実施の必要性を踏まえ、一の落札者の承諾を得て、他の落札者の落札数量の一部を当該一の落札者の落札数量として取り扱うことができる。 2～5 (略) (出荷設備不備等) 第14条 (略) (<u>カードル又はシリンダー</u>の管理) 第15条 売主は、落札者が<u>カードル又はシリンダー</u>を持ち込む際に、当該<u>カードル又はシリンダー</u>について充填の可否や漏えいの有無について<u>指定場所に荷下ろし後に受入</u>検査を実施する。なお、この検査により不備が発見された場合には、売主は当該<u>カードル又はシリンダー</u>を受け入れないこととする。<u>この場合、落札者は自己の責任と費用により、売主が指定する期日までに不備のないカードル又はシリンダーを再度持ち込むものとし、落札者がこれを実施しない場合又は再度カードル又はシリンダーに不備が発見された場合、売主は第10条に基づき成立した売買契約を解除できるものとする。</u> 2 売主は、落札者から充填のために預かった<u>カードル又はシリンダー</u>について、善良な管理者の注意をもって保管及び取扱いを行うものとする。 (精算) 第16条 (略) (入札禁止等)	ニーを売主、次順位落札者を買主として、<u>水素</u>売買契約が前項の規定により通知された内容により成立したものとみなす。 4 (略) (落札者の義務) 第13条 落札者は、別紙2に記載する条件及び事業実施者との協議により定められた条件に従い、<u>トレーラー</u>の輸送・搬入及び水素の受取りを行わなければならない。なお、落札者が複数いる場合において、事業実施者は、協議の状況及び水素の充填・受渡の円滑な実施の必要性を踏まえ、一の落札者の承諾を得て、他の落札者の落札数量の一部を当該一の落札者の落札数量として取り扱うことができる。 2～5 (略) (出荷設備不備等) 第14条 (略) (<u>トレーラー</u>の管理) 第15条 売主は、落札者が<u>トレーラー</u>を持ち込む際に、当該<u>トレーラー</u>について充填の可否や漏えいの有無について<u>車上で検査</u>を実施する。なお、この検査により不備が発見された場合には、売主は当該<u>トレーラー</u>を受け入れないこととする。<u>なお、第3条ただし書に該当する場合は、本項の規定は適用しない。</u> 2 売主は、落札者から充填のために預かった<u>トレーラー</u>について、善良な管理者の注意をもって保管及び取扱いを行うものとする。<u>なお、第3条ただし書に該当する場合は、本項の規定は適用しない。</u> (精算) 第16条 (略) (入札禁止等)
---	---

東京都グリーン水素トライアル取引 令和８年度京浜島実施規程からの変更点

第１７条 （略） （入札禁止等による売買契約の解除） 第１８条 （略） （個人情報及び取引情報の取扱い） 第１９条 （略） （入札結果の公表） 第２０条 （略） （所有権及び危険負担） 第２１条 本事業における水素の売買における水素の所有権は、水素を充填した <u>カードル又はシリンダー</u>を受渡地点において落札者に引き渡した時点で、落札者に移転する。 ２ （略） <u>３ カードル又はシリンダーについて、別紙１に規定する要件を満たさないことにより生じた水素の滅失、損傷、変質等の損失は、原則として落札者が負うものとする。</u> （不可抗力） 第２２条 天災、暴動、戦乱、法令、公権力の発動、感染症の流行その他各当事者の合理的な支配が及ばない事由により本規程に基づく契約に規定する債務の全部又は一部（金銭債務を除く。）の履行遅滞又は履行不能については、事業実施者、売主及び落札者のいずれもその責任を負わないものとする。 ２ （略）	第１７条 （略） （入札禁止等による売買契約の解除） 第１８条 （略） （個人情報及び取引情報の取扱い） 第１９条 （略） （入札結果の公表） 第２０条 （略） （所有権及び危険負担） 第２１条 本事業における水素の売買における水素の所有権は、水素を充填した <u>トレーラー</u>を受渡地点において落札者に引き渡した時点で、落札者に移転する。なお、第３条ただし書に該当する場合は、水素を充填したトレーラーが受渡地点において売主から別紙１に定める指定輸送事業者に引渡された時点で充填された水素の所有権が売主から落札者に移転するものとし、落札者による水素の消費後にトレーラーが受渡地点に戻った時点で、未使用の水素の所有権が落札者から売主に移転するものとする。 ２ （略） （不可抗力） 第２２条 天災、暴動、戦乱、<u>自然の消耗</u>、法令、公権力の発動、感染症の流行その他各当事者の合理的な支配が及ばない事由により本規程に基づく契約に規定する債務の全部又は一部（金銭債務を除く。）の履行遅滞又は履行不能については、事業実施者、売主及び落札者のいずれもその責任を負わないものとする。 ２ （略）
--	--

東京都グリーン水素トライアル取引 令和 8 年度京浜島実施規程からの変更点

(損害賠償) 第 2 3 条 (略) (管轄裁判所) 第 2 4 条 (略) (準拠法) 第 2 5 条 (略) (解釈の疑義) 第 2 6 条 (略) 別表 1 <u>本事業の入札に参加できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> <u>1. 中小企業</u> <u>東京都内に本店又は支店を有する、</u>中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、 以下に該当するものうち、大企業（※ 1）が実質的に経営に参画（※ 2）していないもの。 <table border="1"> <tr> <th>業種</th><th>資本金及び従業員</th></tr> <tr> <td>製造業、建設業、運輸業、その他</td><td>3 億円以下又は 300 人以下</td></tr> <tr> <td>卸売業</td><td>1 億円以下又は 100 人以下</td></tr> <tr> <td>サービス業</td><td>5,000 万円以下又は 100 人以下</td></tr> <tr> <td>小売業</td><td>5,000 万円以下又は 50 人以下</td></tr> </table> ※ 1 「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、次に該当するものは除く。 ・ 中小企業投資育成株式会社 ・ 投資事業有限責任組合 ※ 2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。 ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資	業種	資本金及び従業員	製造業、建設業、運輸業、その他	3 億円以下又は 300 人以下	卸売業	1 億円以下又は 100 人以下	サービス業	5,000 万円以下又は 100 人以下	小売業	5,000 万円以下又は 50 人以下	(損害賠償) 第 2 3 条 (略) (管轄裁判所) 第 2 4 条 (略) (準拠法) 第 2 5 条 (略) (解釈の疑義) 第 2 6 条 (略) 別表 1 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、 以下に該当するもののうち、大企業（※ 1）が実質的に経営に参画（※ 2）していないもの。 <table border="1"> <tr> <th>業種</th><th>資本金及び従業員</th></tr> <tr> <td>製造業、建設業、運輸業、その他</td><td>3 億円以下又は 300 人以下</td></tr> <tr> <td>卸売業</td><td>1 億円以下又は 100 人以下</td></tr> <tr> <td>サービス業</td><td>5,000 万円以下又は 100 人以下</td></tr> <tr> <td>小売業</td><td>5,000 万円以下又は 50 人以下</td></tr> </table> ※ 1 「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、次に該当するものは除く。 ・ 中小企業投資育成株式会社 ・ 投資事業有限責任組合 ※ 2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。 ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資	業種	資本金及び従業員	製造業、建設業、運輸業、その他	3 億円以下又は 300 人以下	卸売業	1 億円以下又は 100 人以下	サービス業	5,000 万円以下又は 100 人以下	小売業	5,000 万円以下又は 50 人以下
業種	資本金及び従業員																				
製造業、建設業、運輸業、その他	3 億円以下又は 300 人以下																				
卸売業	1 億円以下又は 100 人以下																				
サービス業	5,000 万円以下又は 100 人以下																				
小売業	5,000 万円以下又は 50 人以下																				
業種	資本金及び従業員																				
製造業、建設業、運輸業、その他	3 億円以下又は 300 人以下																				
卸売業	1 億円以下又は 100 人以下																				
サービス業	5,000 万円以下又は 100 人以下																				
小売業	5,000 万円以下又は 50 人以下																				

東京都グリーン水素トライアル取引 令和8年度京浜島実施規程からの変更点

している場合 ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合 ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合 例 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合（ただし、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く） <u>2. その他の事業者</u> <u>東京都内において事業所を所有し、又は使用するものであって、次のいずれかに該当するもの。</u> <u>ア 管轄の税務署に所得税法第229条に基づく開業届を提出している個人事業主</u> <u>イ 学校法人</u> <u>ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人等</u> <u>エ アからウまでに準ずる者として東京都が適当と認めるもの</u> <u>オ 大企業（シリンダーコースに限る）</u>	している場合 ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合 ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合 例 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合（ただし、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く）
--	--

別紙1 高圧ガス複合容器等の要件

1. 圧縮水素カードル

- a 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第44条第1項に基づく容器検査に合格し、刻印又は標章が掲示（刻印等）されている Type 1（金属（低合金鋼））の容器であり、その付属品についても附属品検査に合格し、刻印された付属品が装置されていること
- b 最高充填圧力が 19.6MPa で、集合容器の内容積が 1.41 m³（47L×30本）であること
- c 口金仕様：W34・山12、左ネジであること
- d 重量2.5トン未満であること
- e 吊り金具：1点吊りが可能なもの
- f 漏洩、容器弁等に充填の支障となるような損傷がないこと（受入時の指定場所における荷下ろし後の受入検査にて漏洩、損傷が確認された容器は受入不可）

2. 圧縮水素シリンダー

- a 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第44条第1項に基づく容器検査に合格し、刻印又は標章が掲示（刻印等）されている Type 1（金属（低合金鋼））の容器であり、その付属品についても附属品検査に合格し、刻印された付属品が装置されていること
- b 最高充填圧力が 14.7MPa で、容器の総内容積が 47L（0.0047 m³）であること
- c 100 NL/min 以上で水素の充填、吐出しが可能であること
- d 口金仕様：W22・山14、左ネジであること
- e 逆止弁、エア駆動弁及び電動弁が付属していないこと
- f 荷重50kg 程度であること
- g 外径232mm：全高1,400 mm（バルブ含む）程度であること
- h 漏洩、容器弁等に充填の支障となるような損傷がないこと（受入時の指定場所における荷下ろし後の受入検査にて漏洩、損傷が確認された容器は受入不可）

別紙1 トレーラーの確保及び輸送手段を自ら確保することが困難である場合の条件等（第3条ただし書きに定める条件）

条件
• <u>落札した場合、以下の内容について合意することを含む輸送契約を売主が指定する輸送事業者（以下「指定輸送事業者」という。）と締結すること。</u> • <u>トレーラーは、本事業における水素の輸送及び貯蔵のみを目的として指定輸送事業者が手配したものであり、かつ、東京都が適当と認めたトレーラー（以下「指定トレーラー」という。）を利用すること</u> • <u>指定トレーラーは最高充填圧力 19.6MPa、集合容器の総内容積は 700L×21本で 14,700L（14.7 m³）</u> • <u>利用者による水素の消費後に指定トレーラーが京浜島グリーン水素製造所に戻った時点の指定トレーラーの残圧を 5MPa 以上保つこと。そのため1回で利用できる水素の量は 1,936Nm³（2,183Sm³）となる。</u> • <u>毎週受入可能であること（特段の事情がある場合、事業実施者が認める期間、週1回未満の受入も可能）</u> • <u>指定トレーラーは定期輸送で入れ替え</u> • <u>利用者は、1回の水素輸送につき、80,000円（税抜）を指定輸送事業者を支払う（輸送開始前に利用者側の受取地点にて、接続等の確認を行う場合においても1回の水素輸送とみなす）</u>

東京都グリーン水素トライアル取引 令和 8 年度京浜島実施規程からの変更点

別紙 2 入札の条件等

区分	条件
① <u>カードルコース</u>	- 供給可能数量は 2026 年 10 月から同年 11 月まで毎週カードル 1 基（期間合計最大 8 基） - 充填・受渡スケジュールについては落札者決定後に、落札者と事業実施者及び売主の間で調整のうえ決定 - 京浜島グリーン水素製造所への持込時点のカードルの残圧が 2 MP a 以上であること - カードル一基につき 248 Nm^3 (279 S m^3) を使用量として精算（カードル充填時における充填量の測定は行わない） - カードルの搬入・受取日は別になるので、2 回輸送が必要 - カードルの搬入・受取りに係る対応時間：平日 10 時～17 時（12 時～13 時は除く）
② <u>シリンダーコース</u>	- 供給可能数量は 2026 年 10 月から同年 11 月まで毎週シリンダー 5 本（期間合計最大 40 本） - 供給本数は 1 回につき 5 本（5 本未満での供給は不可） - 入札の最低ロットは週 5 本 - 充填・受渡スケジュールについては落札者決定後に、落札者と事業実施者及び売主の間で調整のうえ決定 - 京浜島グリーン水素製造所への持込時点のシリンダーの残圧が 1 MP a 以上であること - シリンダー 1 本につき 6.2 Nm^3 (7 S m^3) を使用量として精算（シリンダー充填時における充填量の測定は行わない） - シリンダーの搬入・受取日は別になるので、2 回輸送が必要 - シリンダーの搬入・受取りに係る対応時間：平日 10 時～17 時（12 時～13 時は除く）

別紙 2 入札の条件等

条件
- 供給可能数量は 2026 年 7 月から 2027 年 2 月まで毎週トレーラー 1（期間合計最大 32 基） - 充填・受渡スケジュールについては落札者決定後に、落札者と事業実施者及び売主の間で調整のうえ決定 - 京浜島グリーン水素製造所への持込時点のトレーラーの残圧が 5 MP a 以上であること - 売主の受渡地点において、トレーラー到着時に充填前及び充填後のトレーラー内の水素量を測定（トレーラー内の水素の温度と圧力を元に計算）し、合計充填量に基づいて精算（第 3 条ただし書に該当する場合は、売主の受渡地点において、指定トレーラーへの水素充填時及び利用者による水素の消費後に指定トレーラーが受渡地点に戻った時点で、指定トレーラー内の水素量をそれぞれ測定（指定トレーラー内の水素の温度と圧力を元に計算）し、合計使用量に基づいて精算）。 - トレーラーの搬入・受取日は別になるので、2 回輸送が必要 - トレーラーの搬入・受取りに係る対応時間：平日 10 時～17 時（12 時～13 時は除く）